【審議事項】さっぽろ障がい者プラン 2018」の改定について(説明資料)

札幌市障がい福祉課事業計画担当

- ☆ 2018年3月に策定した「さっぽろ障がい者プラン」について、来年(2021年)3月に一部改定(見直し)を行います。
- ☆ 改定にあたって、昨年(2019年)の10月以降、実態調査により、障がい当事者の方々、ご家族、事業所、市民、企業等から、生活の実態・今後の意向・さまざまなご意見をお聞きしました。
- ☆ これらの調査をはじめ、障がい福祉施策をとりまく現状や課題を踏まえて、4月から具体的な改 定作業をはじめます。
- ☆ つきましては、「改定の方針」・「検討体制」等を示しますので、このような形で進めていくことについて、ご承認いただきたく、よろしくお願いします。

1 一部改定方針について(案) 別添 1

1 〔仮称〕さっぽろ障がい者プラン 2018 (改定版) の構成

<プランの成り立ち>

さっぽろ障がい者プランは、<u>障がい福祉に関する基本的な施策(事業)を定める「障がい者計画」</u>と、 サービスごとの必要な見込量を定める「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」で構成されます。 (これらは、関係法令にて、各自治体に策定を求められているものです)

く改定の背景>

このうち、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」は3年間の計画であり、2020 年度末(2021年3月)に終了するので、次の期間の計画を定める必要があります(全面改訂)。このタイミングで、3年間で変化した状況や新たな課題に応じ、基本的な施策部分の「障がい者計画」についても改定を行うこととしました(一部改訂)。

<新たに盛り込まれる計画>

障がい者の社会参加を支援する法律が2つ制定されました。

2018年: 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)

※ 障がいのある方の文化芸術鑑賞、創造、発表、販売等を支援するもの

2019年: 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)

※ 視覚障がい、発達障害、肢体不自由の方等にとって読書しやすい環境を整備するもの

この2つの法律では、地方自治体に対して、「推進計画」を策定するよう求めています。

そのため、今回の改定プランにおいて、文化芸術推進、読書環境の整備の観点も取り入れて、<u>2つ</u>の計画を含んだ計画であると位置づけることとします。

2〔仮称〕さっぽろ障がい者プラン 2018(改定版)策定方針

現在のプランは、このイメージ図の<u>青い部分(基本理念・計画目標・分野(横断的分野・施策分野)・</u>基本施策(重点取組))という体系になっています。

今回の改定では、実態調査で得られた「札幌市が目指すべき共生社会像」、当事者等の実態や意向、 その他の現状・課題を整理して、現在のプランのどこをどのように見直すか(=改定の方向性)を検討 し、そのうえで、計画目標、分野、基本施策の見直しを検討します。

<参考:障がい児者実態調査>

- ① アンケート 無作為に抽出した対象者に対して実施(10月~11月) 障がい者・障がい児・施設入所者・精神科長期入院患者・市民・企業・事業所
- ② ヒアリング 障がい者団体等と意見交換(12月~3月) 身体(当事者)・知的(当事者・家族)・精神(当事者・家族)難病(当事者) 重心(家族)・児童(家族)・発達(家族)・高次脳機能(当事者・家族)
- ③ フォーラム 市民とともに共生社会について考える(2月8日)
- ※ 調査報告書については、3月末に完成予定。ホームページに掲載します。

く現状と課題の整理>

改定の方向性を検討する材料は、次のとおりです。(イメージ図のオレンジ色の部分です)

札幌市が目指すべき共生社会像

このプランの理念は「共生社会の実現」ですが、この理念を具体化するために(施策につなげるために)「現在の札幌市が目指すべき共生社会像(そのために何が必要か)」を、実態調査でお聞きしました。

(正式な報告はこれからですが) 概ね次の4つの意見が多くきかれました。

心のバリアフリー推進

建築物等のバリアフリー化

就労機会充実等の社会参加促進

サービスの充実

障がい者のアンケートで最も多かったのは「サービスの充実」、障がい児のアンケートで最も多かったのは「就労機会充実」でした。

また、心のバリアフリーの推進(障がいのことを理解し、配慮してほしい)については、アンケート・ヒアリングを通して、どのようなお立場の方々からも多くきかれています。

実態調査の結果

実態調査では「共生社会像」だけでなく、障がい当事者の生活実態や望んでいること、事業所や市民、企業等による障がい福祉施策への意見をきいています。

プランの進捗状況

現在のプランは、2018年度に開始し、2年が経過したところです。

2年間の達成状況・評価も、改定の方向性を検討する材料となります。

札幌市の障がい福祉施策の展開

札幌市では、今年、今後4年間に集中的に推進する施策をとりまとめた「アクションプラン」を策定しました。

このアクションプランで位置付けた障がい福祉施策(バリアフリーの推進等)も、改定プランに反映させます。

また、札幌市で推進している「SDGs (持続可能な開発目標)」の視点も取り入れます。

※SDGs:世界共通の17の目標で、札幌市も達成に向けて取り組んでいる。

(主な目標:「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」等)

計画策定に係る国の基本指針

国では、今後重点を置く施策について「基本指針」をまとめ、地方自治体の計画に可能な範囲で取り入れるよう求めています。基本指針が3月末に公表される予定です。

障がい施策を取り巻く国の動向(主な法整備)

現行プラン策定後に行われた法改正等についても、改定プランに反映させていきます。

(前述の、障害者文化芸術推進法、読書バリアフリー法の要素も取り入れます)

その他、現行プラン策定後の新たな課題

障がい当事者の方々等からの要望や、自立支援協議会等の関係会議での議論(提言)等も、可能な 限り改定プランに取り入れるよう検討していきます。

イメージ図の赤字で示した通り、改定作業を担う検討部会では、これらの現状・課題を整理したうえで、改定の方向性(どの点を見直すか)を検討し、その方向性に従って、計画目標、分野、基本施策の見直しを考えていきます。

2

検討体制(検討部会の設置)について(案) 別添2

1〔仮称〕さっぽろ障がい者プラン2018(改定版)策定体制

計画策定は、市民や当事者の意見、関係者や有識者の意見を十分に反映しながら進めていきます。現行プランを策定したときと同様の体制で進めていきたいと考えています。

<市民の意見の反映>

改定作業においては、当事者・市民の意見の反映が重要です。今年度実施した実態調査の結果を反映すること、計画案を作成する過程で、意見交換会を実施すること、計画案ができた後に「パブリックコメント」(計画案を公表して意見をいただくプロセス)により、意見を取り入れます。

<関係者・有識者の意見>

障害者基本法では、「障がい者施策の計画について意見を述べる」会議を、障がい者施策推進審議会としています。しかし、計画案の作成について、前回と同様、多様な立場の方にかかわっていただきたいとの考えから、障がい者施策推進審議会に臨時で「計画検討部会」を設置し、「自立支援協議会」「精神保健福祉審議会」の委員、障がい者団体の方にも参加していただくこととしました。

計画検討部会は、5月~9月に、3、4回の開催を見込んでおり、札幌市が作成したたたき台(原案)をベースに、意見交換を進めていただく予定です。

なお、計画検討部会で作成した改定案については、9 月頃に予定している障がい者施策推進審議会 (全体会)で承認をいただくとともに、自立支援協議会や精神保健福祉審議会に報告します。

く検討部会委員構成案>

別添2の右側が、委員構成案です。障がい種別の偏りのないよう配慮し、前回とほぼ同様の構成としております。

なお、自立支援協議会からの選出委員については、現在、調整中となっております。

3

改定に係るスケジュール 別添3

<計画検討部会での改定案作成>

計画検討部会は、4月に設置して、初回の会議を5月とし、9月までに改定案を作成します。 改定案は、札幌市が提示する原案について意見交換しながら作成作業を進めていきます。

第1回の計画検討部会では、実態調査結果を含めた検討材料を提示し、「現状と課題」を整理し、改定の方向性を検討することになります。

並行して、札幌市では、部会での議論を踏まえて、新設・拡充する事業を検討し、第2回以降の会議で改定案に盛り込んでいくことになります。

<市民意見交換会の開催>

改定案を作成している途中段階で、当事者・市民との意見交換会を開催します。

く改定案の承認と報告>

作成した改定案については、9月をめどに、障がい者施策推進審議会で承認をいただくとともに、自立支援協議会・精神保健福祉審議会に報告します。

く庁内の手続きとパブリックコメント>

障がい者施策推進審議会で承認された改定案については、市役所内部で関係部局による協議を行い、 議会にも報告します。

その後、改定案を公表して意見を募る「パブリックコメント」を行います。パブリックコメントでいただいた意見をとりいれて、改定案を修正します。

<計画の確定と公表>

修正した改定案を、確定・公表するとともに、障がい者施策推進審議会、自立支援協議会、精神保健 福祉審議会で報告します。